

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年11月10日

【会社名】 ヘリオス テクノ ホールディング株式会社

【英訳名】 Helios Techno Holding CO., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田原 廣哉

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地

【電話番号】 079-263-9500

【事務連絡者氏名】 取締役統括管理部長 川坂 陽一

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地

【電話番号】 079-263-9500

【事務連絡者氏名】 取締役統括管理部長 川坂 陽一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 199,987,000 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	881,000株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 平成22年11月10日(水)開催の取締役決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行なわれるものであり(以下「本自己株式処分」といいます)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	881,000株	199,987,000	
一般募集			
計(総発行株式)	881,000株	199,987,000	

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
227		100株	平成22年11月26日(金)		平成22年11月29日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 払込期日までに、本自己株式処分の割当予定先との間で株式引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行なわれないこととなります。

4 申込みの方法は、株式引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を振込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ヘリオス テクノ ホールディング株式会社 統括管理部	兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 姫路支店	兵庫県姫路市紺屋町45

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
199,987,000	100,000	199,887,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額 199,887,000円につきましては、当社子会社フェニックス電機株式会社に対する運転資金の貸付に充当する予定であります。当該子会社では、今後LEDランプ販売を推進するため、開発ならび資材購入資金が必要としております。充当する時期としましては、平成22年11月下旬を予定しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	加賀電子株式会社
本店の所在地	東京都千代田区外神田3-12-8 住友不動産秋葉原ビル
最近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第42期（自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日） 平成22年6月30日関東財務局長へ提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第43期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日） 平成22年8月11日関東財務局長へ提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第43期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日） 平成22年11月9日関東財務局長へ提出</p>

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社子会社フェニックス電機株式会社は当該会社より当社製品の部材の一部を仕入れ、また当社製品の販売代理店としての取引を行っております。また、当社の関係者及びフェニックス電機株式会社以外の関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

c 割当予定先の選定理由

処分先である加賀電子株式会社は、当社グループのフェニックス電機におけるランプ事業の取引先であり、特に、LED部材の供給並びにLEDランプの販売代理店と、取引が拡大してきております。当社のLEDランプ事業に関連して同社との更なる関係強化を図り、また、当社グループの他の事業にも積極的に取引を深める等、企業価値の増大に向け協調的関係を構築することが重要と考え、本自己株式の処分先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定株式数である自己株式 881,000株（発行済株式総数の3.86%）の全てを割り当てる予定です。

e 株券等の保有方針

当社と処分先との間で、割当予定株式について継続保有に関する取り決めはありませんが、当社は処分先との間で、割当を受けた日から2年間において処分先が本自己株式処分により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けたものの氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先は直近決算期末日（平成22年3月31日）及び直近第1四半期末日（平成22年6月30日）において、払込みに必要かつ十分な現金を有していることを当該会社の有価証券報告書、決算短信等から売上高、総資産、純資産、現金及び預金の状況等により確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先はその普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場しております。また、当社は、割当予定先の倫理綱領及び割当予定先が東京証券取引所に提出しておりますコーポレートガバナンスに関する報告書の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況の項目に、反社会的勢力からの不当な要求の排除がうたわれていることを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、平成22年11月9日（取締役会決議日前日）の東京証券取引所における当社株式の終値である227円としており、当社株式の直近の客観的な価値を示した価格として合理的であると考えております。なお、この処分価額は東京証券取引所における本自己株式処分の取締役会決議日の前日から1ヶ月遡った期間（平成22年10月10日から平成22年11月9日まで）の終値平均値である192円（円未満切捨て）に対しては、18%のプレミアム、同日から3ヶ月遡った期間（平成22年8月10日から平成22年11月9日まで）の終値平均値である202円（円未満切捨て）に対しては、12%のプレミアムおよび同日から6ヶ月遡った期間（平成22年5月10日から平成22年11月9日まで）の終値平均値である233円（円未満切捨て）に対しては、3%のプレミアムとなります。

上記処分価額につきましては、監査役3名（うち社外監査役2名）は、取締役会における処分価額の決定について会社法に定める特に有利な金額による処分には該当しない旨の意見を表しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の根拠が合理的であると判断した根拠

今回の自己株式の処分株数は881,000株で、本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数に対して3.86%（割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は5.33%）と、希薄化の規模は軽微であります。また、処分先との関係強化は、当社グループの企業価値の向上につながるものと考えており、合理的なものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
加賀電子株式会社	東京都千代田区外神田3丁目12番8号	-	-	881,000	5.33%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	378,100	2.41%	378,100	2.29%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	352,800	2.25%	352,800	2.13%
竹中 隆	兵庫県神戸市	319,920	2.04%	319,920	1.93%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	225,000	1.44%	225,000	1.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	224,800	1.43%	224,800	1.36%
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	222,000	1.42%	222,000	1.34%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	138,200	0.88%	138,200	0.84%
竹中 政雪	兵庫県姫路市	121,675	0.78%	121,675	0.74%
極東産機株式会社	兵庫県たつの市龍野町日飼190	117,490	0.75%	117,490	0.71%
計	-	2,099,985	13.40%	2,980,985	18.01%

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年9月30日現在の株主名簿を基準としております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年9月30日現在の株主名簿を基準として本自己株式処分に係る株式数及び議決権数を加えて算出した数値を記載しております。

3. 自己株式は、上記の大株主から除外しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第34期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成22年6月28日提出）、本有価証券届出書提出日（平成22年11月10日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年11月10日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期事業年度）の提出日（平成22年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成22年11月10日）までの間において金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成22年6月29日に、また金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき平成22年9月2日に、それぞれ臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成22年6月29日提出の臨時報告書の内容）

(1) 当該定時株主総会が開催された日

平成22年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金2円 総額44,219,178円

ロ 効力発生日

平成22年6月28日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役役に斉藤定一、田原廣哉、川坂陽一、竹中隆、高木九四郎の5氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	132,418	1,103	0	(注) 1	可決 99.2

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第2号議案 取締役5名選任の件				(注) 2	
斉藤定一	133,068	1,591	0		可決 98.8
田原廣哉	131,037	3,622	0		可決 97.3
川坂陽一	133,081	1,578	0		可決 98.8
竹中 隆	133,048	1,611	0		可決 98.8
高木九四郎	127,506	7,153	0		可決 94.7

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成22年9月2日提出の臨時報告書の内容)

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主になるもの 中村雅哉

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該株主の所有議決権の数

中村雅哉 異動前 4,350,000個

異動後 0個

総株主等の議決権に対する割合

中村雅哉 異動前 19.07%

異動後 0.00%

注) 1 . 当該株主の所有議決権の数は、異動前については平成22年3月31日時点の株主名簿、異動後については平成22年9月1日に当該株主が提出した大量保有報告書（変更報告書）に記載の所有株式数に基づいています。

2 . 当社は平成22年8月30日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）により 6,443,000株を自己株式として取得しています。

(3) 当該異動の年月日

平成22年8月27日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 2,133百万円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 22,806,900株

3. 自己株式の取得状況

第35期有価証券報告書の提出以降、本有価証券届出書提出日までの自己株式の取得等の状況は次のとおりであります。

株式の種類 普通株式

1 【取得状況】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

平成22年11月10日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成22年8月26日)での決議状況 (取得期間平成22年8月27日～平成22年9月24日)	6,500,000		1,700,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	8月30日	6,443,000	1,539,877,000
計		6,443,000	1,539,877,000
報告月末現在の累積取得自己株式	6,443,000		1,539,877,000
自己株式取得の進捗状況(%)	99.1		90.6

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

平成22年11月10日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	99	28,116

2 【処理状況】

該当事項はありません。

3 【保有状況】

平成22年11月10日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	22,806,900
保有自己株式数	7,140,410

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月28日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の訂 正報告書	事業年度 (第34期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年7月7日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の訂 正報告書	事業年度 (第34期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年9月8日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第35期第2 四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月10日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月24日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
(旧商号 フェニックス電機株式会社)
取締役会 御中

ペガサス大和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 光 行

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 毅

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヘリオス テクノ ホールディング株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(3)に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から製品保証引当金を計上している。また、重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月1日に株式会社日本技術センターの株式の一部を取得するとともに、平成21年5月1日に株式交換を行なうことにより、同社を完全子会社とする経営統合を行っている。同じく、会社は平成21年5月29日にナカン株式会社の事業譲受けに関する基本合意書を締結している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

付記事項に記載されているとおり、会社が平成21年4月以降に行なった、会社分割及び日本技術センターとの経営統合並びにナカン株式会社の事業譲受けに関する基本合意書の締結は、翌期以降の会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
取締役会 御中

ペガサス大和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河崎 毅 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 薩摩 嘉則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヘリオス テクノ ホールディング株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月28日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
取締役会 御中

ペガサス大和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河崎 毅指定社員
業務執行社員 公認会計士 薩摩 嘉則

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヘリオス テクノ ホールディング株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載されているとおり、会社は全社的な内部統制に重要な欠陥があるとしているが、財務諸表監査において、当該重要な欠陥の影響を考慮して実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しているため、財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月10日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
取締役会 御中

ペガサス大和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 毅 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 手 塚 吉 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヘリオス テクノ ホールディング株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
(旧商号 フェニックス電機株式会社)
取締役会 御中

ペガサス大和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 光 行

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヘリオス テクノ ホールディング株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針6に記載されているとおり、会社は当事業年度から製品保証引当金を計上している。また、重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月1日にヘリオス テクノ ホールディング株式会社を分割会社とし、新設するフェニックス電機株式会社を承継会社とする分社型新設分割を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月28日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
取締役会 御中

ペガサス大和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河崎 毅指定社員
業務執行社員 公認会計士 薩摩 嘉則

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヘリオス テクノ ホールディング株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。